

電波法施行規則等の一部を改正する省令案の新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 五GHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの</p> <p>九 （略）</p>	<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>1～3 （同上）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （同上）</p> <p>八 五GHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHz以上五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHz以上五、〇九一MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間又は陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。）の陸上移動局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの。</p> <p>九 （同上）</p>
<p>（登録の対象とする無線局）</p> <p>第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局</p> <p>八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局</p> <p>九 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備（同号士の技術基準が適用されるものに限る。）を使用する簡易無線局</p> <p>十 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局</p>	<p>（登録の対象とする無線局）</p> <p>第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （同上）</p> <p>七 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備（同号士の技術基準が適用されるものに限る。）を使用する簡易無線局</p> <p>八 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局</p>
<p>（登録局の無線設備の規格）</p> <p>第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p>	<p>（登録局の無線設備の規格）</p> <p>第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （同上）</p>

七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯基地局に係るもの

八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯局に係るもの

九 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準

十 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準
(登録局の開設区域)

第十八条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

2 (略)

七 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準

八 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準
(登録局の開設区域)

第十八条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

一 (同上)

二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

三 五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、沖縄総合通信事務所の管轄区域以外の区域とする。

2 (同上)

改正案	現 行
<p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 五帯無線アクセスシステム（施行規則第六条第四項第八号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局及び携帯局については、次に掲げる機能</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>十二 (略)</p>	<p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一 十 (同上)</p> <p>十一 五帯無線アクセスシステム（施行規則第六条第四項第八号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局については、次に掲げる機能</p> <p>イ及びロ</p> <p>十二 (同上)</p>
<p>第四十九条の二十一 <u>五帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局（次項に規定するものを除く。）</u>、<u>携帯基地局及び携帯局（次項に規定するものを除く。）</u>の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 十二 (略)</p>	<p>第四十九条の二十一 <u>五帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（次項に規定するものを除く。）</u>の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 十二 (同上)</p>
<p>2 <u>五帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。）</u>の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 送信装置の空中線は、次の条件のいずれかに適合すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 <u>陸上移動局又は携帯局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによって、自動的に選択されること。</u></p> <p>五 <u>空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。</u></p>	<p>2 <u>五帯無線アクセスシステムの陸上移動局（空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。）</u>の無線設備は、前項第一号から第三号まで、<u>第五号、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</u></p> <p>一 (同上)</p> <p>二 送信装置の空中線は、次の条件に適合すること。</p> <p>イ・ロ (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p>
<p>別表第三号（第7条関係）</p> <p>1 33 (略)</p> <p>34 <u>5GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局及び携帯局</u>の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p>	<p>別表第三号（第7条関係）</p> <p>1 33 (同左)</p> <p>34 <u>5GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局</u>の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p>

改正案	現行
<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の四 (略)</p> <p>十九の五 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の六 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの</p> <p>十九の七 十九の八 (略)</p> <p>十九の九 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の十 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの</p> <p>十九の十一 設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備</p> <p>二十 六十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の四 (略)</p> <p>十九の五 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の六 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの</p> <p>十九の七 十九の八 (同上)</p> <p>十九の九 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十九の十 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの</p> <p>十九の十一 設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備</p> <p>二十 六十二 (略)</p> <p>2 (同上)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に受けた改正前の証明規則第二条第一項第十九号の五、第十九号の六及び第十九号の九から第十九号の十一までの無線設備に係る技術基準適合証明又は工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、それぞれ、改正後の当該各規定の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

3 この省令の施行の日前になされた第二条第一項第十九号の五、第十九号の六及び第十九号の九から第十九号の十一までの無線設備に係る技術基準適合

~~証明等の求めについては、それぞれ、改正後の当該各規定の無線設備に係る
技術基準適合証明等の求めとみなす。~~